

クリエイティブ・トラスト:

リクソー・分散型CTAファンド (米ドル建)

ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託 (米ドル建)



管理会社

リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ

- 管理会社は、フランス金融市場当局 (Autorité des Marchés Financiers) により規制されており、平成10年5月19日に設立されました。
- 管理会社は、投資運用事業を行うことを主たる目的としています。
- 資本金は、平成22年5月31日現在1株当たり540ユーロ (60,588円) の株式75,012株に表章される40,506,480ユーロ (約45億4,483万円) です。
- 管理会社は、平成21年12月31日現在、以下の1,684本の投資信託の運用を行っています。

| 運用が行われている国 | 種類 | 本数 | 純資産額の合計 |
|------------|------|-------|-------------------------|
| フランス | 投資信託 | 1,684 | 1,243億米ドル (約11兆3,498億円) |

(注)ユーロおよびアメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」といいます。) の円貨換算は、平成22年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ=112.20円、1米ドル=91.31円) によります。

受託会社

クロース・トラスティーズ (ケイマン) リミテッド

—信託証書に基づき、クリエイティブ・トラスト (以下「トラスト」といいます。) の受託業務を行います。

保管銀行

ソシエテ ジェネラル

—クリエイティブ・トラスト: リクソー・分散型CTAファンド (米ドル建) (以下「ファンド」といいます。) の資産の保管業務を行います。

代行協会員・日本における販売会社

株式会社新生銀行

—日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

日本における販売会社

ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

—日本におけるファンドに関する受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書 (請求目論見書) が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET (金融庁の開示書類閲覧ホームページ) で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年7月15日に財務省関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月27日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月31日にその届出の効力が生じております。
- ・ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの投資目的は、直接また間接的に発生したファンドの報酬および費用等を控除後に、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式（以下「連動先ファンド」といいます。）の運用実績から利益を得る機会を投資者に提供することです。

ファンドは、(i) いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また(ii) 株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資を行いません。

ファンドの特色

▶ 基準通貨

ファンドは米ドル建てです。

▶ ファンドの特色

(i) 世界のCTAファンドへ分散投資を行い、絶対リターン^(注1)を目指します。

ファンドは、EMTN^(注2)への投資を通じて、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「リクソー社」ということがあります。）が運用するCTA戦略の連動先ファンドに連動した運用成果を目指します。

(注1) 絶対リターンとは、市場の特定の方向性に左右されない運用損益のことをいいます。「絶対にリターンが得られる」という意味ではありません。

(注2) ファンドの資産が投資される、EMTN発行体がユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、当初EMTN発行日に発行するユーロ・ミディアム・ターム・ノート、または当該EMTNを承継するものをいいます。ファンドの存続期間中、新規のEMTNが、元のEMTNと同様の条件により、継続的に発行され、ファンドは、発行済EMTNの満期日までその資産のほぼ全額を投資します。

(ii) 実質的な運用はマネジド・アカウント^(注)による運用・管理において高い評価を得ているリクソー社が行います。

リクソー社は、業界で高く評価されるヘッジファンドで構成されるマネジド・アカウントを運営しています。連動先ファンドは、リクソー社が当該マネジド・アカウント上の複数のCTAファンドを組み合わせて運用します。

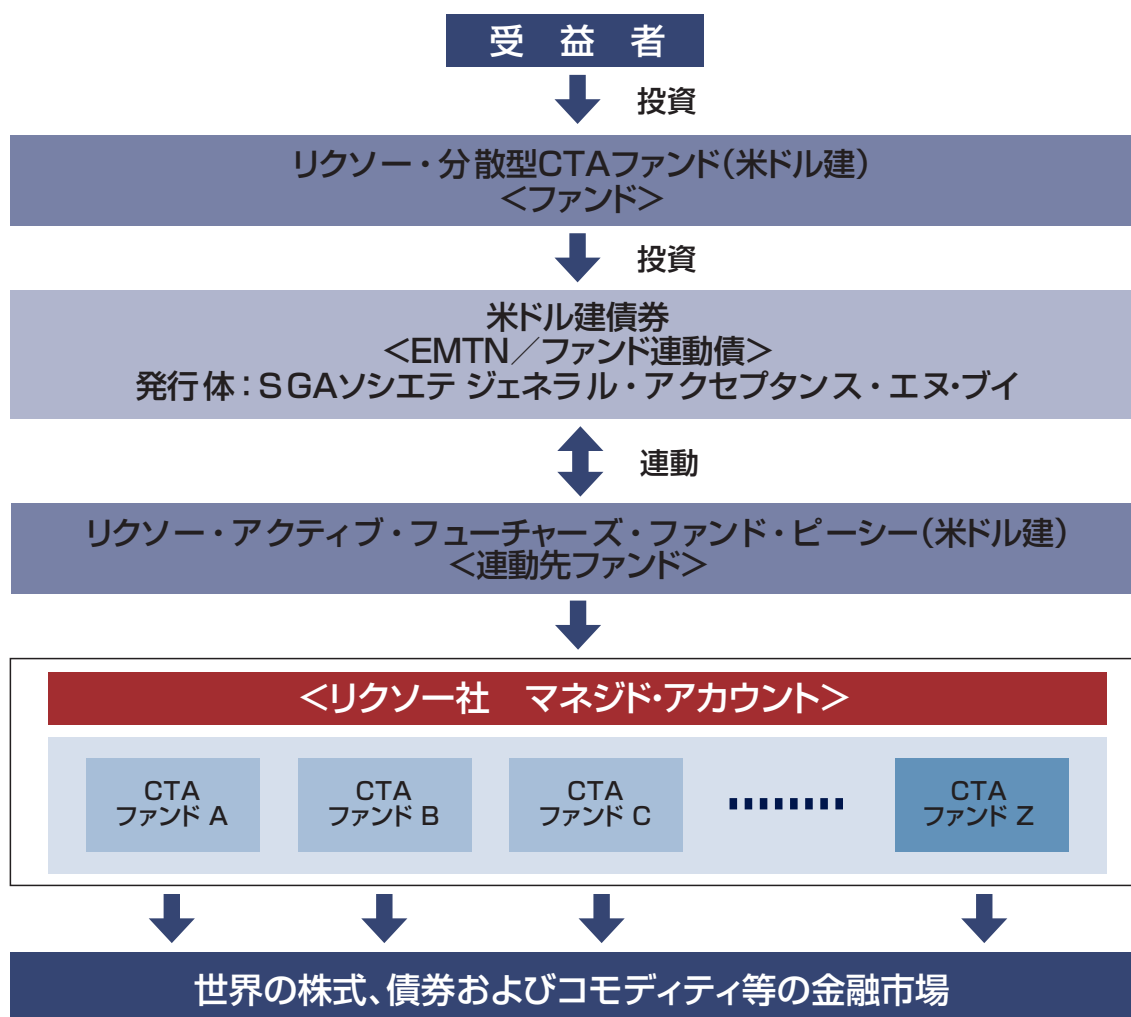
(注) マネジド・アカウントとは、投資者名義（ここではリクソー社名義）の専用口座で、ヘッジファンド運用業者が運用指図のみを行います。主な利点としては、一般的に流動性および取引の透明性が高いことが挙げられます。

(iii) 週次の買付けと換金が可能です。

ファンドは、週次の純資産価格の公表を行います。また、週次での買付けと換金が可能です。

ファンドの目的・特色

▶ 投資対象



ファンドは、その資産のほぼ全部を、リターンが連動先ファンドの運用実績に連動するEMTNに投資します（償還金額が連動先ファンドの運用実績とリスク管理報酬の差額を反映することにご留意ください。）。ファンドは、費用および経費に充当するために十分な現金を保有します。

EMTNは、米ドル建てで発行されます。ファンドは、その資産のほぼ全部を連動先ファンドの運用実績に連動する（ただし、リスク管理報酬（後記「**手続・手数料等 手数料等**」をご参照ください。）を差し引きます。）米ドル建てEMTNに投資します。ソシエテ ジェネラルの子会社であるSGA ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイにより発行されるEMTNは、受益証券の買戻しに資金提供する必要に応じて償還されます。EMTN満期日に、ファンドは、その資産のほぼ全部を、前記の通り連動先ファンドに連動する米ドル建ての新規発行EMTNに投資します。このように、EMTNは、EMTN満期日毎に、新規発行EMTNに付け換えられます。

EMTNは、EMTN発行体の直接、非劣後かつ無担保の義務であり、恒久大券に交換可能な仮大券の形式で発行されます。ファンドは、後記「**手続・手数料等 手数料等**」に記載されたファンドに伴う関連する報酬および費用を支払うためにEMTNを償還します。

EMTNは、連動先ファンドの運用実績に連動する潜在的リターン（リスク管理報酬を差し引きます。）を投資者に提供し、EMTN満期日における元本保証を行いません。

ファンドの目的・特色

▶ 運用体制

ソシエテ ジェネラル グループ (以下「SGグループ」といいます。)のコーポレート&インベストメントバンキング部門に属する管理会社は、以下の3つの業務分野に特化しています。

—オルタナティブ投資 管理会社は、高度なリスク管理基準と厳格なヘッジファンド・マネージャー選定ガイドラインに沿って、多様なヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズおよび絶対リターン型投資信託を提供しています。管理会社は、ヘッジファンドのプラットフォームにおいて傑出しています。かかるプラットフォームは、すべての投資信託を網羅する100を超えるヘッジファンドで構成されており、また、高い透明性、安全性および流動性を有する、分散されたヘッジファンドの投資ユニバースとなっています。

—クオンツ・仕組み商品運用 管理会社は、顧客に対してリスク特性や収益目標に適した投資ソリューションを提供しています。これらのソリューションは、SG グループの有する革新的技術をかかえる業務に融合するものであり、株式の仕組み商品組成において世界トップレベルとなっています。

—指数連動型運用 管理会社は、欧州において最も多岐にわたる流動性の高いETF (上場投資信託)の一つを提供しています。管理会社は、欧州のETF運用業におけるトップ・プレイヤーの一社です。リクソーのETFは、欧州やアジアの市場に上場されており、株式、債券およびコモディティの市場を反映しています。

▶ 主な投資制限

投資制限

- (i) ファンドは、(a) いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また (b) 株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資しません。
- (ii) 空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、ファンドの純資産価額を超えてはなりません。
- (iii) ファンドの純資産価額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、未上場株式または不動産等流動性を欠く資産に投資することはできないものとします。ただし、管理会社は、ファンドの資産のすべてを、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社の発行した一または複数の銘柄の有価証券に投資することができます。
- (iv) 管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されています。

借入制限

借入れは、(a) 借入れ時のファンドの直近の純資産価額の10%を上限として、また (b) 受益証券の買戻しにかかる金額の支払を目的としてのみ、ファンドの勘定で行うことができます。ファンドの資産は、かかる一切の借入れのための担保に供されることはありません。

▶ 分配方針

管理会社は、分配宣言を行うことができますが、現在ファンドについて分配宣言を行う予定はありません。ファンドが獲得する収益は、費用の支払に充当され、余資はファンドに再投資され、受益証券の価額に反映されます。

追加的記載事項

連動先ファンドについて

ファンドがその資産のほぼ全部を投資しているEMTNのリターンは、連動先ファンドの運用実績（ただし、リスク管理報酬（後記「**手続・手数料等** 手数料等」をご参照ください。）を差し引きます。）に連動しています。

連動先ファンドとは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式のことをいいます。

米ドル建参加株式とは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドルクラスの参加株式のことです。参加株式は、投資ファンドの参加償還可能優先株を構成します。

▶ 投資目的

連動先ファンドの投資目的は、長期的に絶対的な運用実績を達成しようとする 것입니다。連動先ファンドの投資目的が達成されるという保証はできず、投資実績は時間の経過により大幅に変わることがあります。連動先ファンドが投資損失を負わないという保証はできません。

▶ 投資戦略

連動先ファンドの投資目的を達成しようとするために、以下の投資戦略（以下「投資戦略」といいます。）が追求されます。連動先ファンドは、連動先ファンドおよびリクソー・ファンズの副管理会社として行為するリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」といいます。）の支援を得て、投資スキームのポートフォリオを取引します。連動先ファンドの資産には現金も含むことがあります。副管理会社は、商品取引顧問（CTA）戦略を実施するリクソー・ファンズまたはその他の投資スキームに投資する予定ですが、副管理会社は、その他のオルタナティブ投資戦略を専門とする投資スキームを選択することもできます。

CTA戦略について (ご参考)

CTA戦略は、**コモディティ・トレーディング・アドバイザー (商品投資顧問業者)**と呼ばれる運用者がコモディティ、為替、金利、債券指数、株価指数など多岐にわたる先物を対象とし、様々なトレンド (短期から長期まで) を活用して運用する戦略です。

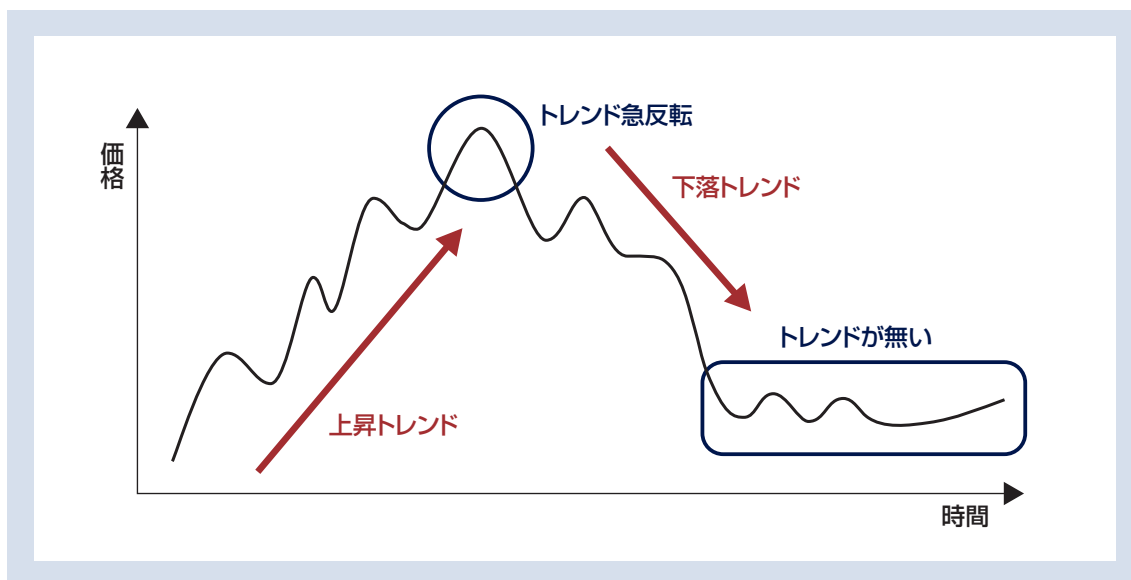
●多様な投資対象と高度な取引手法を用い、市場の上昇局面でも下降局面でもパフォーマンスの達成を目指す戦略です。

●CTA戦略

| 投資アプローチ | 投資スタイル | 投資対象 | 取引頻度 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| ▶ システムティック | ▶ トレンド・フォロー | ▶ グローバル | ▶ 高頻度 (短期) |
| ▶ 裁量 | ▶ 逆張り | ▶ テーマ | ▶ 低頻度 (中長期) |

●トレンド・フォロー型の運用手法の特徴は、テクニカル分析や計量分析などに基づくコンピュータ・モデルを駆使し、各種先物の大きな価格の動きを捉える点 (トレンド・フォロー) にあります。投資対象、投資タイミング、投資金額などは、通常コンピュータ・モデルに従って判断されます。

CTA戦略の投資イメージ



| | |
|---------|--------------------------------------------|
| 上昇トレンド | 主に先物取引 (買い) を使用して、上昇トレンドに追随しながら収益の獲得を目指します |
| 下落トレンド | 主に先物取引 (売り) を使用して、下落トレンドに追随しながら収益の獲得を目指します |
| トレンド急反転 | トレンドが急激に反転した場合、損失を被る可能性があります |
| トレンドが無い | 相場のもみ合い局面では、収益の獲得が難しい傾向があります |

出所：ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

投資リスク

1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、米ドル建EMTNへの投資を通じて、株式関連証券、株式指標、社債および政府債務証券、コモディティ先物、金利商品、外国為替商品等を投資対象とします。受益証券1口当たり純資産価格は、EMTNの値動き等の影響により上下するため、受益証券の投資元本を割り込むおそれがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。ファンドが有する主なリスクは、以下のとおりです。

▶ 市場リスク（価格変動リスク）

ファンドは、市場の変動およびEMTNの価格変動、ひいては連動先ファンドに内在するリスクを負うため、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することも下落することもあります。ファンドの元本は保証されておらず、ファンドの直接または間接の投資対象の価格の下落によりファンドの純資産価格が下落し、その結果として投資元本を割り込むもしくは投資元本全額を失う可能性があります。

▶ 通貨リスク（為替変動リスク）

ファンドの基準通貨は米ドルです。投資者が買戻代金を米ドル以外、例えば日本円で受領した場合、投資者は、かかる通貨リスクに起因する損失を被ることがあります。

▶ 取引相手方の信用リスク

ファンドの資産は、EMTNのみで構成され、分散投資されません。ファンドは、EMTN発行体およびその保証銀行であるソシエテ ジェネラルがEMTNにかかる債務を履行できなくなるというリスクを負います。

▶ 流動性リスク

受益証券の買戻しは、毎週1回特定の日に受け付けられ、かかる買戻請求から代金の受渡しまで通常2週間程度を要します。EMTNは上場されておらず、整備された流通市場が存在しないため、EMTNの買戻しは店頭市場を通じて行われます（相対取引）。EMTNの中途売却が困難な場合には、ファンドの純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。また、連動先ファンドの資産の流動性の欠如に起因して、管理会社は、受託会社の同意を得て、買戻予定の受益証券の口数を削減することができ、当該買戻しの実行（決済）を、翌取引日にかかる決済まで延期することができます。

▶ オルタナティブ投資戦略およびヘッジファンドへの投資に伴うリスク

ファンドは、連動先ファンドに内在するヘッジファンド投資に関わる一般的なリスクを負います。

▶ 手数料、費用および取引費用

ファンド、EMTN、連動先ファンドを構成する投資信託、およびその投資先マネージャーは、運用報酬および成功報酬、ならびに取引仲介手数料を含む手数料、費用および取引費用を支払う義務を負います。かかる費用は、直接的または間接的にファンドのパフォーマンスに影響を及ぼします。

▶ 繰上償還リスク

管理会社は、一定の状況において、ファンドを繰上償還する権利を有します。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

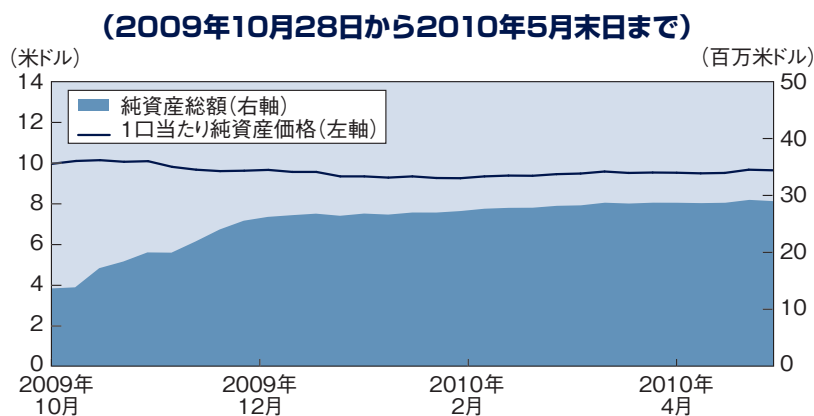
リスクの管理体制

前記のファンドに関連するリスクは、管理会社が入手可能な情報に基づいて監視します。

運用実績

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

1口当たり純資産価格および純資産総額の推移



分配の推移

該当事項はありません。

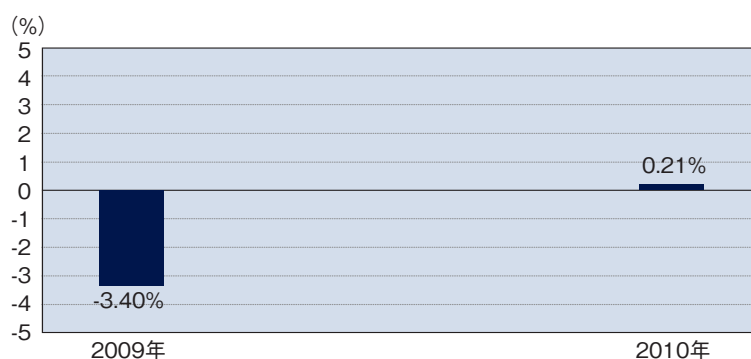
主要な資産の状況

(2010年5月末日現在)

| 銘柄 | 発行地 | 種類 | 利率 (%) | 償還日 | 額面金額 (米ドル) | 簿価 (米ドル) | 時価 (米ドル) | 投資比率 (%) |
|-------------------------------------------|--------------|-------------------|--------|------------|---------------|---------------|---------------|----------|
| SGA Société Générale Acceptance N.V. EMTN | オランダ領アンティル諸島 | ユーロ・ミディアム・ターム・ノート | 1.30% | 2014/11/13 | 30,004,070.00 | 29,220,963.77 | 29,220,963.77 | 99.92 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

年間収益率の推移



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$

a=上記各暦年末の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b=当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格 (分配落の額) (ただし、2009年については、当初発行価格(10米ドル))

(注2) 2009年については、当初設定日 (2009年10月28日) から年末まで、2010年については年初から5月末日までの騰落率となります。

手続・手数料等

<手続>

| | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入(申込み)単位 | 3,000米ドル以上100米ドル単位 |
| 購入(申込み)価額 | 取引日(買付申込日)に係る評価日に計算される各受益証券1口当たり純資産価格 (注)取引日とは、毎週木曜日または当該木曜日が営業日でない場合には直前の営業日をいいます。 |
| 購入(申込み)代金 | 原則として、各投資者は、申込日に、日本における販売会社に対し、購入代金を支払わなければなりません。 |
| 換金(買戻し)単位 | 1口以上0.001口単位。受益証券の保有者は、ファンドへの投資期間中いつでも、受益証券を1口以上保有することを要します。 |
| 換金(買戻し)価額 | 取引日に関連する評価日に算出された1口当たりの純資産価格から買戻し手数料(適用ある場合)を控除した価格 (注)評価日とは、(i)設定日、(ii)各取引日に関して、当該取引日から起算して8営業日後、および(iii)各EMTN満期日をいいます。 |
| 換金(買戻し)代金 | 日本における買戻代金は、原則として、該当する評価日の日本における翌営業日(国内約定日)の後4営業日以内に支払われます。 |
| 申込締切時間 | 午後2時まで |
| 購入の申込期間 | 平成22年7月31日から平成23年7月29日まで ただし、取引日に申込みの取扱いが行われます。 (注)上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 所定の評価日に実行される所定の受益証券買戻請求に関して、(当該受益証券の買戻代金を提供する必要がある)EMTNの買戻しまたは償還が特にEMTNの原資産の流動性により制限を受ける場合、管理会社は、受託会社と協議の上、また連動先ファンドの親ファンドの目論見書に従い、当該制限の影響を受けると管理会社が受託会社と協議の上決定するファンドの資産の当該部分に比例して、当該評価日に買い戻される受益証券の総口数を削減する権利を有します。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 管理会社は、以下に定める期間中、受託会社に通知後、ファンドの純資産価格の一部または全部の計算を停止することを宣言できます。投資者は当該停止期間中には、受益証券の発行または買戻しができないことに注意すべきです。 ①ファンドの投資対象の相当部分が通常取引されている証券市場において取引が閉鎖され、制限され、もしくは停止されている期間、または投資対象の価格、ファンドの純資産価額もしくはファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を確認するために管理会社もしくは受託会社(場合によります。)が通常使用するいずれかの手段が故障している期間。 ②その他の理由で、ファンドの投資対象の価格を合理的に、迅速かつ公正に確認できないと管理会社が判断する期間。 ③管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の換金が合理的に実行できないか、または受益者の利益への重大な侵害なくして実行できないことになる状況が存在する期間。 ④ファンドの投資対象の換金もしくは代金の支払またはファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに伴う資金の送金が遅延するか、または管理会社の意見によれば通常の為替レートで迅速に実行できない期間。 |
| 信託期間 | トラストは、繰上償還される場合を除き、平成14年5月6日から100年間存続します。 |
| 繰上償還 | ファンドは、以下の場合等に、終了することがあります。 ①受益者集会の特別決議が行われた場合 ②ファンドの存続を違法とするまたは実務的もしくは適切でないと管理会社が判断する法律が制定された場合 ③残存受益証券の純資産総額が(a)設定日の6か月後から5年経過後までは15,000,000米ドル、(b)その後は30,000,000米ドルを下回った場合 ④EMTNが関連するファイナル・タームズに規定された諸条件に従い、EMTN満期日前に早期に償還される場合、または、ファンドが、発行済EMTNの満期日において、その資産のほぼ全部を、元のEMTNと同一の発行要綱で発行される新規発行EMTNに投資することができない場合 |

手続・手数料等

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決算日 | 毎年1月31日（または管理会社が随時選定し受託会社および受益者に対し通知するその他の日） |
| 収益分配 | 管理会社は、分配宣言を行うことができますが、現在ファンドについて分配宣言を行う予定はありません。 |
| 信託金の限度額 | ファンドにおける信託金の限度額は、管理会社が別段の決定を行わない限り、100億米ドルです。 |
| 運用報告書 | 管理会社は、ファンドの各計算期間終了およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過およびファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、日本における販売会社を通じて投資者に交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は公募外国公社債投資信託として取り扱われます。 |
| その他 | ファンドの受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 |

<税金>

- ・税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- ・税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------|-----------|----------------------|
| 分配時 | 所得税および住民税 | 利子所得として課税 分配金の20% |
| 売買時および買戻し時 | 所得税および住民税 | ありません。 |

- ・上記は、平成22年7月31日現在のもので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

<手数料等>

投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 申込手数料 | 受益証券の買付時に、申込金額の3.15% (税抜き3.00%)が徴収されます。 | |
| 買戻し手数料 | 買戻時に下記の買戻し手数料が徴収される場合があります。買戻し手数料は、受益者が受益証券の売却を請求した期間 (以下「買戻期間」といいます。)により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定されます。 | |
| | 買戻期間 | 買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率) |
| | 設定日から平成22年10月の最終取引日まで | 1.00% |
| | 上記以降 | なし |
| (注)買戻し手数料には、日本の消費税は課せられません。 | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理報酬等 | |
| 管理報酬 | (a)純資産価額に対する年率0.60%の料率と、(b)年間40,000ユーロおよび純資産価額の年率0.30%とのより高額の管理報酬が、四半期毎に後払いされます。 |
| 販売報酬 | 純資産価額の年率0.60%の料率の報酬が、四半期毎に後払いされます。 |
| 代行協会員報酬 | 純資産価額の年率0.10%の料率の報酬が、四半期毎に後払いされます。 |
| その他の費用・手数料 | ファンドは、自らに関連する報酬および費用を負担します。かかる報酬および費用には、弁護士報酬、印刷費用、ならびにファンドを設定および維持するのに必要な費用を含みますがそれらに限られません。ファンドの設定に関連する報酬は、107,000米ドルであり、その一部は、ファンドの設定時に請求され、残額は引当金計上され、かつ、発生済みとなります。 かかる報酬および費用の実際の支払は、ファンドの運用状況等により変更する可能性があり、実際の料率および最高限度額は前もって示すことができません。 |

以下に記載される報酬は、ファンドにより直接支払われるものではありませんが、投資の階層的構造により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響します。

— EMTNのリスク管理報酬

EMTNの発行価格に0.55%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しくなります。

— 連動先ファンドのクラス投資顧問報酬

連動先ファンドの平均純資産価額に1.00%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しくなります。クラス投資顧問報酬は、副管理会社および連動先ファンドの間で別途合意されない限り、四半期毎に米ドルで支払われます。

— 連動先ファンドのクラス投資顧問成功報酬

連動先ファンドは、ハイ・ウォーター・マーク・メカニズムの方式に従い計算され、10.0%に連動先ファンド純新規利益を乗じた額に等しい成功報酬を、連動先ファンドの資産から副管理会社に支払うものとします。クラス投資顧問成功報酬は、年1回米ドルで支払われます。

— 連動先ファンドのクラス管理報酬

クラス管理報酬は、適切とみなされる日付に、四半期毎に (または副管理会社により適切とみなされるその他の基準により) 後払いで連動先ファンドの資産から支払われ、連動先ファンドの純資産価額の0.10%を超えない年率とします。

— 投資先ファンドの報酬

取引顧問報酬、成功報酬、管理報酬、および保管報酬等が支払われます。投資先ファンドの目標とする配分は、随時調整されますので、投資先ファンドのかかる報酬の支払金額等の実際の料率および上限は前もって示すことができません。

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」は、ファンド連動債への投資を通じて、連動先ファンドである「リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー（米ドル建）」の価格変動の影響を受けることにより、受益証券の価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」は、設定・買戻の申込みから約定まで一定の期間を要すること、買戻代金の支払は約定日の後4ファンド営業日程度かかること、所定の評価日における受益証券の買戻しに関して、ファンド連動債の買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることにご留意ください。

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」 勧誘にかかる販売会社によるプロファイリングについて

「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」の設定申込にあたりましては、『「クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）」勧誘にかかるプロファイリング確認書』にてご回答いただく事項をすべて満足していただくことが条件となります。

1. 私は、米国人（米国居住者および米国市民権保有者または米国永住権保有者を含む）ではありません。米国人となった場合は、速やかに貴行に届け出ます。
2. 外貨建ての資産運用について十分に理解しており、ポートフォリオの分散という観点からも外貨建ての資産運用は望ましいと考えていること。当ファンドは米ドル建てであり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも為替変動等により、円換算ベースでは損失を被ることがあることを理解し承知していること。過去のいかなる実績も将来の実績を示唆・保証するものではないことを理解し承知していること。
3. 有価証券等の取引について十分に理解しており、当ファンドの実質的な投資先ファンドにおける先物・オプション取引を用いた投資に関するメリットやリスクについても十分に理解の上で、これを承知していること。
4. 今回の投資金額が全保有金融資産の5分の1以下であり、今回の投資が余裕資金を充当しているため、本件で仮に損失が発生したとしても自己の資金繰り等に重大な支障をきたすことが無いと判断していること。このファンドは原則として収益分配を行わないので、現金配当を必要とする投資家には不向きであることを承知していること。
5. 当ファンドは、設定・買戻しの機会が原則として週1回に限定されていること、設定・買戻の申込みから約定までに通常2～3週間程度を要すること、買戻代金の受渡は原則として約定日の後4ファンド営業日以内であること、市場環境の急変等により当初予定よりも資金化の遅延があり得ること、および設定日から平成22年10月の最終取引日までの間の買戻しについては所定の買戻手数料（当初元本に対して1%）がかかることを承知していること。
6. 当ファンドは米ドル建のファンド連動債への投資を通じて連動先ファンドのパフォーマンスに連動した運用成果を目指すため、連動先ファンドのパフォーマンスへの連動はファンド連動債の発行体の信用リスクに依存することを理解していること。
7. 当ファンドにかかる所定の評価日における受益証券の買戻し（換金）に関して、ファンド連動債の買戻しが制限を受ける場合に、一定額を超過した買戻請求については、翌評価日へ繰り越して取り扱う場合があることを承知していること。
8. 当ファンドが投資目的に合致していることを理解していること、当ファンドにはリスクが内在し、当ファンドに内在するリスクが許容できるものであることを理解していること。

以上

目論見書補完書面（外国投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

下記の事項は、クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドに係る手数料等について

- ・ファンドの手数料など諸費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照下さい。
- ・外貨建て投資信託の申込み、買戻し等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

重要事項のご確認

- ・投資信託は、預金ではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

※この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部（前受金）を預金決済口座から引き落としてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

ファンドの販売会社の概要

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 商号等 | 株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号 |
| 本社所在地 | 〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会 |
| 資本金 | 476,296,960,638円（2010年3月末現在） |
| 主な事業 | 銀行業 |
| 設立年月 | 1952年12月1日 |
| 連絡先 | 0120-456-860またはお取引のある本支店にご連絡ください。 |

※この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

